

令和2年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年4月 8日(水)
- 2 招集通知日 令和2年4月 8日(水)
- 3 招集日時 令和2年4月16日(木)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室C・D
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(0名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 なし

8 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局長	小池 文章
	主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
	農地係長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主事	佐藤 美佳
	主事	藤田 紘平

9 議案

議案第13号 農用地利用集積計画について

議案第14号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第15号 農地等の買受適格証明の適否決定について

- 議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議員第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 19 号 現況確認証明申請の適否決定について
議案第 20 号 令和元年度農業委員会共通経費収支報告の承認について
議案第 21 号 令和 2 年度農業委員会活動予定表について
議案第 22 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並び
に令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について
報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について
報告第 13 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
報告第 14 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

10 その他

11 開 会 (午後 1 時 2 5 分)

12 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

13 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 13 番 吉田 誠次郎 農業委員と 14 番 西間 幸男 農業委員を指名した。

14 議 事

審議内容 別添のとおり。

15 閉 会 (午後 3 時 1 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事

実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和2年4月21日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第4回総会

令和2年4月16日(木)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第13号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 概略説明。農政課 佐藤(美)主事 説明。

議 長 只今、申請番号第110号からの説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第13号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第13号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第14号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 概略説明。農政課 佐藤(美)主事 説明。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第14号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第14号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第15号「農地等の買受適格証明の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 説明

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。

説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

古川農業委員 受理番号第2号から第5号までについて説明いたします。

第2号、第3号の荒牧氏ですが、水稲、梨と経営をしているとともに、本市の認定農業者会の会長を歴任し適格と判断します。

第4号、第5号の大槻氏ですが、農業を営む傍ら農協等の役員を務めており、また、仁井田地区の中心的な人物であり適格と判断します。

議 長 只今の説明に質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第15号「農地等の買受適格証明の適否決定について」証明することに意義のない委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第15号「農地等の買受適格証明の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議 長 ここで、申請番号第30号は2番 栗野 一栄農業委員の自己案件ですので、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

味戸農業委員 譲渡人の津田氏の母は、長沼の江花地区の出身であり両親が亡くなり、両親の所有していた農地は、孫の譲渡人が相続しました。

津田氏は農業する意思はなく、実質的に管理している譲受人の栗野氏へ所有権を移転したいとのことで、話がまとまったものです。売買価格についても両者の合意で決定したので問題はありま

せん。

議 長 只今、申請番号第 30 号について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

申請番号第 30 号に異議のない委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第 30 号については許可することを議決し決定することといたします。

ここで、栗野 一栄農業委員の復席を求めます。

(栗野 一栄農業委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号第 21 号から事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議 長 続きまして、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員からお願いいたします。受理番号第 21 号から 24 号について、古川委員から説明願います。

古川農業委員 受理番号第 21 号から 24 号について説明いたします。

受理番号第 21 号について説明いたします。設定人の樽川氏と被設定人の鈴木氏は親戚関係にあります。申請地は、現在、譲受人の鈴木氏が耕作しています。賃借料については両氏の合意で決定したもので問題はありません。

次に受理番号第 22 号について説明いたします。設定人の増子氏と被設定人の渡辺氏は知人の関係にあります。今回の申請地については、既に被設定人が賃借している隣接地であり、増子氏から渡辺氏に賃借することで話がまとまり、今回の申請となったものです。賃借料についても両方で合意したもので問題はありません。

次に受理番号第 23 号、第 24 号について説明いたします。先ほどの議案第 15 号で説明した譲受人の荒牧氏は、競売において落札となった場合には水田として活用するとのことでした。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 25 号、第 26 号について二瓶委員、よろしく願いいたします。

二瓶農業委員 受理番号第 25 号、第 26 号について説明いたします。

譲渡人の濱尾氏と譲受人の安藤氏は義理の兄弟の関係にあります。申請地は旧岩瀬村時代に訳があり、安藤氏が濱尾氏へ譲渡した農地で、元に戻すことで話がまとまり今回の申請となったものです。受理番号第 26 号についてですが、譲受人の安藤氏は受理番号第 25 号の譲受人の妻ですが、受理番号第 25 号で説明したものと同様に、元に戻すという申請です。身内の申請であり問題はないものと思われま。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。

議 長 次に受理番号第 27 号について吉田委員、よろしく願いいたします。

吉田農業委員 受理番号第 27 号について説明いたします。

申請地は譲受人の溝口氏の宅地に隣接し竹が生えている状態で、譲渡人の関根氏が管理できないため、売買の話がまとまり今回の申請となったものです。価格についても両者が合意したもので、また、竹を整理した後は畑として耕作することです。特に問題はないと思われま。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。

議 長 次に受理番号第 28 号、第 29 号について小林委員、よろしく願いいたします。

小林農業委員 受理番号第 28 号について説明いたします。

譲受人の石川氏と譲渡人の松川氏は従妹の関係にあります。石川氏には後継者がなく、申請地は数年来耕作しておらず、今回、石川氏から松川氏へ相談したところ、無償による贈与ということで話がまとまったものです。特に問題はないと思われま。

次に受理番号第 29 号について説明いたします。譲渡人の矢吹氏と譲受人の鈴木氏は宅地が隣接しており隣人の関係にあります。矢吹氏は農地のほとんどを貸しており、現在は営農をしておりません。今回、矢吹氏から鈴木氏へ売買の話をしたところ話がまとまったものです。価格についても両者が合意したもので、許可上特に問題はない

ものと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 31 号について、二瓶委員、よろしくお願いいたします。

二瓶農業委員 受理番号第 31 号について説明いたします。

譲渡人の小栗山氏と譲受人の小栗山氏は親子関係です。生前贈与であり何ら問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号 32 号から 34 号まで古川委員、よろしくお願いいたします。

古川農業委員 受理番号 32 号について説明いたします。

譲渡人の宍戸氏と譲受人の宍戸氏は親子関係にあります。譲渡人の宍戸氏が高齢となったため、農地を譲るための申請です。

受理番号第 33 号、34 号について説明いたします、議案第 15 号で説明した譲受人の大槻氏ですが、競売により落札後は田として耕作することです。特段問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号 35 号について、西間木委員、よろしくお願いいたします。

西間木農業委員 受理番号 35 号について説明いたします。

譲渡人の井上氏と譲受人の橋本氏は隣人であり、申請地は譲受人の橋本氏の先代が借りていたもので、今回、井上氏から橋本氏へ売買の話をしたところまとまったものです。価格についても両者の話し合いで決まったもので何ら問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 36 号について、古川委員、よろしくお願いいたします。

古川農業委員 受理番号第 36 号について説明いたします。

申請地は遠藤氏が以前から耕作しており、増子氏が耕作する意思がないことから、今回、遠藤氏へ無償による贈与の話がまとまっ

たものです。許可上特に問題ないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長 次に受理番号第 37 号について、上田委員、よろしくお願ひいたします。

上田農業委員 受理番号第 37 号について説明いたします。

設定人の小松氏と被設定人の小松氏は同じ地区の住んでおります。今回の申請は賃借権の設定で、被設定人の小松氏から申し出があり、賃借料についても両者の話し合いでまとめたもので、特に問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長 次に受理番号第 38 号について、遠藤委員、よろしくお願ひいたします。

遠藤農業委員 受理番号第 38 号について説明いたします。

被設定人の國井氏は設定人の國井氏の娘婿です。被設定人の國井氏がまだ若いということで今回の使用賃借権設定となったものです。被設定人の國井氏は会社員の傍ら数年前から農業経営にも携わっております。今後も農業へ携わっていくとのことですので。特に問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長 次に受理番号第 39 号について、上田委員、よろしくお願ひいたします。

上田農業委員 受理番号第 39 号について説明いたします。

譲渡人の水野氏と譲受人の水野氏は親戚関係にあります。譲受人の水野氏は約 15 年前から譲渡人の水野氏の田を耕作していたとのことですので。今回、譲渡人の水野氏から売買の話をしたところまとめたものです。価格についても両者の話し合いにより決定したもので妥当と思われます。特に問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長 次に受理番号第 40 号について、吉田委員、よろしくお願ひいたします。

吉田農業委員 受理番号第 40 号について説明いたします。

申請地の畑は譲受人の須田氏の畑の隣ということから、数年来、石井氏から借りて耕作していましたが、須田氏から引き続き耕作したいということで、売買の話をしたところまとまったものです。価格についても両者の話し合いにより決定したもので妥当と思われます。特に問題はないと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

事務局 小池局長 説明

議長 続いて、調査員の説明を求めます。

説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

矢部農業委員 受理番号第 3 号について説明いたします。

申請人の森氏は震災以降、作業所を拡大したいとの意向があり、今回の申請となったものです。森氏は今年の 2 月に農業法人の代表を辞め、子に経営移譲したところです。申請地は隣が農地であり調査の結果、周辺農地への影響ないと思われます。

委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか、

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小池局長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

車田農業委員 受理番号第 4 号について説明いたします。

申請地は市道に面しておりますが現在は耕作されておらず、柳が生えている状態です。太陽光発電設置後は除草剤を使用せず草刈りを行うとのこと。隣地には民家及び工場があり、民家からは同意書を得ており、工場についてはこれから入手するとのこと。特段問題はないと思われ。委員の皆様は審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 5 号について、小枝農業委員、お願いします。

小枝農業委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

譲渡人の佐藤氏と譲受人の佐藤氏は親子関係にあり同居していません。譲受人の佐藤氏の子供が成長し手狭になり今回の申請となりました。特段問題はないと思われ。委員の皆様は審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 19 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 小池事務局長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

小林農業委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

申請地の境界を明確にしたいとの思いから測量を実施したところ、宅地の一部が農地に入り込んでいるのが判明し、今回の申請となりました。現況については資料の写真のとおり宅地の一部にコンクリート、U字溝が敷設されていることが確認できました。

調査の結果、農地への復元は困難であると判断しました。委員の皆様への審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(意見等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 19 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 19 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第 20 号「令和元年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(意見等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 20 号「令和元年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 20 号は承認されました。

次に、議案第 21 号「令和 2 年度農業委員会活動予定表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小池局長 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

遠藤農業委員 6 月に「研修会」の記載があるが内容についてお聞きしたい。

事務局 具体的には決まっておられません。こちらについては新たな委員会体制の中で対応するものと考えています。

議 長 その他、ございませんか。

(意見等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 21 号「令和 2 年度農業委員会活動予定表について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

議 長 異議なしと認め、議案第 21 号「令和 2 年度農業委員会活動予定表について」は承認されました。

次に、議案第 22 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(意見等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 22 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 22 号は承認されました。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 6 件です。

○報告第 13 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 6 件です。

○報告第 14 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他ですが、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からお願いします。

・ 次回の総会 5 月 21 日 (木)

議 長 ほかになければ、これにて令和 2 年 0 お第 4 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。